附　則

1　この規則は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　廃棄処分書及び換価処分書の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十号及び別記様式第十一号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）

換　価　処　分　書

年　月　日
警察署
司法警察員　㊞

被疑者　　に対する　被疑事件に関する下記押収物につき、次のとおり換価処分をした。

処分をした年月日時及び場所	年　月　日午　時　分から午　時　分までの間				
処分をした押収物	品名	数量	基準単価	換価額	単価決定基準
				合計	
換価処分をすべき理由					
処分前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨					
押収物の一部を保存したときは、その状況					
買受人の住居、職業、氏名、年齢					
犯則事件について調査職員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名					
立会人の住居、職業、氏名、年齢					
その他参考となるべき事項					

（用紙　日本工業規格Ａ４）

別記様式第10号（犯罪捜査規範第113条）

廃　棄　処　分　書

年　月　日
警察署
司法　㊞

被疑者　　に対する　被疑事件に関する下記押収物につき、次のとおり廃棄処分をした。

廃棄した年月日時及び場所	年　月　日午　時　分から午　時　分までの間
廃棄した押収物の品名及び数量	
廃棄処分をすべき理由	
廃棄前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨	
押収物の一部を保存したときは、その状況	
処分の結果	
犯則事件について調査職員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名	
立会人があつたときは、その者の住居、職業、氏名、年齢	
その他参考となるべき事項	

（用紙　日本工業規格Ａ４）

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）

換　価　処　分　書

年　月　日
警察署
司法警察員　㊞

被疑者　　に対する　被疑事件に関する下記押収物につき、次のとおり換価処分をした。

処分をした年月日時及び場所	年　月　日午　時　分から午　時　分までの間				
処分をした押収物	品名	数量	基準単価	換価額	単価決定基準
				合計	
換価処分をすべき理由					
処分前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨					
押収物の一部を保存したときは、その状況					
買受人の住居、職業、氏名、年齢					
犯則事件について収税官吏等に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名					
立会人の住居、職業、氏名、年齢					
その他参考となるべき事項					

（用紙　日本工業規格Ａ４）

別記様式第10号（犯罪捜査規範第113条）

廃　棄　処　分　書

年　月　日
警察署
司法　㊞

被疑者　　に対する　被疑事件に関する下記押収物につき、次のとおり廃棄処分をした。

廃棄した年月日時及び場所	年　月　日午　時　分から午　時　分までの間
廃棄した押収物の品名及び数量	
廃棄処分をすべき理由	
廃棄前に写真、見取図、模写図又は記録を作成したときは、その旨	
押収物の一部を保存したときは、その状況	
処分の結果	
犯則事件について収税官吏等に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名	
立会人があつたときは、その者の住居、職業、氏名、年齢	
その他参考となるべき事項	

（用紙　日本工業規格Ａ４）